

学校給食業務委託契約書（案）

委託者 新潟県（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）とは、月ヶ岡特別支援学校見附分校給食業務について次の条項により委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、月ヶ岡特別支援学校見附分校給食業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 甲、乙双方は、この契約の遂行に信義を重んじ、誠実にこれを履行しなければならない。

（委託業務の範囲）

第2条 甲が乙に委託する業務の範囲は次のとおりとする。なお、業務の詳細については、別紙の業務委託仕様書によるものとする。

- （1）給食物資の調達、調理に関すること
- （2）給食の配送、配食、検食の管理に関すること
- （3）給食用食器類の回収、洗浄、消毒及び保管に関すること
- （4）残飯、残菜等の処理に関すること
- （5）配膳室の衛生管理に関すること
- （6）栄養・衛生管理資料の作成に関すること

（契約保証金）

第3条 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は免除する。

（委託期間）

第4条 委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

ただし、8月は給食を実施しない。

（成果報告書の提出）

第5条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務の成果に関する報告書を甲の指示に従い、甲に提出しなければならない。

（検査）

第6条 甲は、前条の報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

2 乙は、業務の成果が前項の検査に合格しなかったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。この場合においては、前条及び前項の定めを準用する。

3 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項の補正に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(委託料)

第7条 この契約に基づく委託料は次に掲げる金額とする。

委託金額 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の77第2号及び第72条の83の規定により算出したもので、委託金額に110分の10を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）である。

(委託料の支払)

第8条 甲が乙に対して1か月に支払う委託料については、前条に定める金額を11回に分割した別表「委託料支払区分」に定める金額とする。

2 乙は、当月分の委託料を翌月15日までに甲に請求するものとし、甲は適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託業務の処理について、その一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(特許権等の使用)

第10条 乙は、業務の実施に当たり特許権その他の第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(実地調査等)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、業務の実施状況について随時実地に調査し、乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約の変更)

第13条 この契約の内容を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更するものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号の一つに該当する事由が生じた場合は、この契約を解除し、又は打ち切ること（一部履行済部分がある場合に、当該部分を除いて解消すること。以下同じ。）ができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したときその他不誠実な行為をしたとき
- (2) 乙が契約能力を喪失したと認められるとき
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき

(4) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が次のアからキのいずれかに該当するとき

ア その役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ その役員が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

カ 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

3 甲は、第4条に規定する契約期間中に、この契約に係る甲の予算について減額又は削減があった場合は、本契約を解除するものとする。

4 乙は、災害その他避けることができない特別の事由により契約の履行ができなくなった場合は、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。

5 前項の定めによる契約を打ち切った場合に、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議の上定める。

(損害の負担)

第15条 委託業務の実施について生じた損害は、乙の負担とする。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

2 乙は、委託業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に対する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

2 乙の重大な過失により、食中毒又は法定伝染病が発生した場合には、乙は誠意をもって賠償の責任をとるものとする。

ただし、その原因等については所轄官公庁の判定に基づくものとする。

3 乙は委託業務において、甲の施設又は貸付物品を破損（紛失）し、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合はこの限りではない。

（安全・衛生の確保）

第 17 条 乙は、給食の安全・衛生が確保されるよう衛生諸法規を遵守し、万全を期さなければならない。

2 乙は、甲の求めに応じ、従業員、調理施設等の安全・衛生管理実施結果に関する資料を提出しなければならない。

（契約外の事項等）

第 18 条 この契約について定めのない事項又は疑義を生じた時は、その都度、甲乙協議の上別に定めるものとする。

2 この契約により甲乙協議の上定める事項について、協議が整わないときは、甲の定めるところによる。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

(甲) 新潟県三条市月岡 4 9 3 5
新潟県
新潟県立月ヶ岡特別支援学校長

(乙)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記載された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地検査)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

委 託 料 支 払 区 分

業 務 実 施 月	支 払 月 額 (税 抜)
令和8年4月分	, 円
令和8年5月分	, 円
令和8年6月分	, 円
令和8年7月分	, 円
令和8年9月分	, 円
令和8年10月分	, 円
令和8年11月分	, 円
令和8年12分	, 円
令和9年1月分	, 円
令和9年2月分	, 円
令和9年3月分	, 円
計	, , 円

*上記月額に、消費税を加えた金額を請求する。